

復興推進会議（第 34 回）・原子力災害対策本部会議（第 56 回） 合同会合 議事要旨

1 日 時：令和 4 年 6 年 3 日（金） 8:40～8:54

2 場 所：官邸 2 階 大ホール

議事の概要：

（１）原子力災害からの復興の現状について

資料 1 に基づき、西銘復興大臣から報告が行われた。

また、資料 2 に基づき、萩生田経済産業大臣から報告が行われた。

（２）葛尾村における避難指示区域の解除について

資料 3 に基づき、萩生田経済産業大臣から説明が行われ、本会議において決定された。

（３）出席者からの発言

上記に関して、出席者から

- 被災地の復興に向けたインフラの復旧・整備
- 葛尾村の特定復興再生拠点内における除染完了及び残る 5 町村の拠点区域における除染等の着実な推進
- ALPS 処理水の具体的な処分方法に係る審査等及び海域モニタリングの強化・拡充
- 野行地区での営農再開に向けた農地の保全管理や水稻の試験栽培などの支援
- 被災者の心のケア、医療・介護提供体制の整備、就職支援

- 被災した児童生徒の就学支援や心のケア、廃炉に関する研究開発、原子力損害賠償の円滑な実施、風評払拭
- 全国の自治体への職員派遣要請等による人材確保支援、震災復興特別交付税による財政措置
- 日本産食品の早期輸入規制撤廃に向けた世界各国・地域への働きかけ
- ALPS 処理水の処分に係る国際社会への丁寧な説明等について発言があった。

(4) 内閣総理大臣挨拶

最後に、岸田内閣総理大臣から、下記の発言があった。

- 東日本大震災から11年が経過し、被災地の方々の絶え間ない御努力により、復興は着実に進展しているが、その一方で、原子力災害からの復興・再生には、今後も中長期的な対応が必要である。
- 原発事故の影響により、多くの方々が未だ避難先での生活を強いられている中で、残された帰還困難区域の避難指示解除は、福島の本格的な復興・再生を実現するための重要な課題である。
- 私自身も、就任直後の昨年10月に福島県を訪問した際には、双葉町において、避難指示解除に向けた準備が進む「特定復興再生拠点区域」の整備が着実に進められていることを確認した。
- 本日、葛尾村の拠点区域の避難指示解除を決定した。これは長期間、帰還が困難であるとされた帰還困難区域において、初めて住民の帰還を可能とする決定である。

諸般の事情が許せば、明後日、私自身が葛尾村を訪問し、住民の皆様に直接、避難指示の解除を決定したことをお伝えしたいと思う。

- 引き続き、大熊町や双葉町などの拠点区域の避難指示解除に向けた手続きを進め、福島復興を更に加速させていく。関係閣僚におかれては、他の拠点区域の避難指示解除に向けた除染やインフラ等の整備、そして解除地域において住民の方々が安心して生活できる環境の整備に、引き続き全力を尽くしていただきたい。

また、拠点区域外についても、昨年８月に決定した方針に基づき、帰還意向のある方が全員帰還できるよう、丁寧な意向の確認等の取組を着実に進めていただきたい。

- 「東北の復興なくして、日本の再生なし」。

引き続きこの強い決意の下、「閣僚全員が復興大臣である」という意識で、一日も早い被災地の復興に取り組んでいただくようお願いします。

(以上)